

# 再開発だより

## 第 4 号

平成19年3月19日

発行／二子玉川東地区市街地再開発組合

理事長 川 邊 義 高

編集／再開発組合事務局

世田谷区玉川1-16-9

TEL 03-3700-3693

## 二子玉川東地区市街地再開発組合

●3月14日権利変換計画認可

●今後の予定

# 3月14日

# “権利変換計画認可”

3月14日、権利変換計画が東京都知事から認可されました。

平成18年12月26日開催の第6回総会において議決され、審査委員の同意(全員)を得て決定し、総会翌日の12月27日に法の定めに従って東京都知事に認可申請しておりました権利変換計画が、東京都審査の後、今般3月14日に晴れて正式に認可されました。

権利変換計画が認可されたことで、いよいよ本格的に工事着手となります。つきましては、現在再開発施行区域内にお住まい、又は店舗営業をされている方は、かねてご相談のように仮住居又は仮店舗へと引越し(明渡し)をしていただくこととなります。これらの具体的なスケジュール等につきましては、今後事務局よりご説明いたします。

権利者の皆さん、このたびの権利変換という大きな節目を機に、二子玉川東地区の新しいまちづくりに向け、さらに大きく前進して参りましょう。

### ■今後の予定■

〔3月14日〕  
権利変換計画の  
認可・公告

権利変換計画が東京都知事に認可されました。組合は認可されたことを公告し関係権利者に通知します。



転出する方  
への補償費  
の支払い

権利変換せずに施行区域外へ転出する方に、資産(土地、建物)に関する補償費を支払います。

〔3月29日〕  
権利変換期日

権利者に関するすべての従前権利について、権利変換計画に定めた従後の権利に一括して置き換わる日。



明渡しに  
伴う補償費  
の支払い

明渡しに伴う補償費(工作物、動産移転、仮住居、立竹木その他)の全額を支払います。

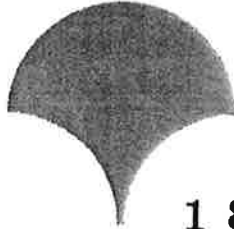
〔4～6月〕  
引越し(明渡し)

工事着手の前に引越し(明渡し)をしていただきます。



〔4月〕  
一部解体工事着手

〔6月〕  
一部建築工事着手



18都市整民第764号

東京都世田谷区玉川一丁目16番9号  
二子玉川東地区市街地再開発組合  
理事長 川邊 義高

平成18年12月27日付二東再組発18第72号で申請のあった、二子玉川東地区市街地再開発組合の権利変換計画について、都市再開発法第72条第1項の規定に基づき認可する。

平成19年 3月14日

東京都知事

石原慎太郎

